

岩手県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

岩手県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

岩手県土地改良事業分担金等徴収条例（昭和32年岩手県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事業区分	分担率	事業区分	分担率
[略]		[略]	
農業用水再編対策事業	[略]	農業用水再編対策事業	[略]
新農業水利システム保全整備事業	100分の25		
地域水田農業支援排水対策特別事業	[略]	地域水田農業支援排水対策特別事業	[略]
基幹水利施設補修事業	100分の25		
基幹水利施設ストックマネジメント事業	[略]	基幹水利施設ストックマネジメント事業	[略]
ほ場整備事業	100分の27.5		
ほ場整備事業（担い手育成型）区画整理型事業	[略]	ほ場整備事業（担い手育成型）区画整理型事業	[略]
土地改良総合整備事業（一般型）	100分の27.5（土地改良総合整備事業（一般型）の施行に係る地域内の農地面積のおおむね10割が排水の不良な農地である地域並びに振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）の区域及び過疎地域（過疎地域		

	<u>自立促進特別措置法（平成12年法律第15号） 第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第 32条又は第33条の規定により同法の適用を受 ける区域をいう。）に係る土地改良総合整備 事業（一般型）にあつては、100分の25</u>
<u>土地改良総合整備事業（ 緊急生産調整推進型）</u>	<u>100分の20</u>
<u>土地改良総合整備事業（ 省力化型）</u>	<u>100分の25</u>
土地改良総合整備事業（ 担い手育成型）	[略]
<u>土地改良総合整備事業（ 担い手支援型）</u>	<u>100分の25</u>
経営体育成基盤整備事業	[略]
<u>経営体育成基盤整備事業 （担い手支援型）</u>	<u>100分の25</u>
農地集積加速化基盤整備 事業	[略]
[略]	

土地改良総合整備事業（ 担い手育成型）	[略]
経営体育成基盤整備事業	[略]
農地集積加速化基盤整備 事業	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。